一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請については、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号の二までに掲げる事項その他必要な事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行うことができる。

（削る）

第八十五条の三　次の表の上欄に掲げる申請を行う者（次項において「免除等申請者」という。）は、当該申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）に申請者等の所得の状況を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等（地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出していない申請者等に限る。以下この項及び次項において同じ。）の所得が同表の下欄に掲げる規定に規定する額を超えないことを厚生労働大臣が確認できるときは、当該書類に代えて、当該申請者等の所得が当該額を超えない旨を記載した申立書を添えて提出することができる。

法第九十条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条第二項第三号
法第九十条の三第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の四第二項第四号
平成十六年改正法附則第十九条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の五第二項第三号

2　第七十七条第二項、第七十七条の四第二項、第七十七条の五第二項及び前項の規定にかかわらず、免除等申請者は、申請書に申請者等の所得の状況を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等が、申請書に所得がない旨の記載のある者又は扶養親族等若しくは地方税法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により同項の規定による申告書を提出する義務がない者であると厚生労働大臣が確認できる者であるときは、当該書類又は前項の申立書を添えることを要しないものとする。

第八十五条の四　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～六　（略）

六の二　第十九条第五項、第二十条第四項、第二十三条第七項及び第二十四条第五項（これらの規定を第三十八条第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条第五項、第六十三条第二項第三号並びに第八十五条の三の規定による確認

七～二十　（略）

（削る）

二十一～二十七　（略）

第八十五条の三　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～六　（略）

六の二　第十九条第五項、第二十条第四項、第二十三条第七項及び第二十四条第五項（これらの規定を第三十八条第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条第五項、第六十三条第二項第三号並びに第八十五条の四の規定による確認

七～二十　（略）

二十の二　第八十五条の三第一項及び第二項の規定による確認

二十一～二十七　（略）

附　則

この省令は、令和元年十月十八日から施行する。